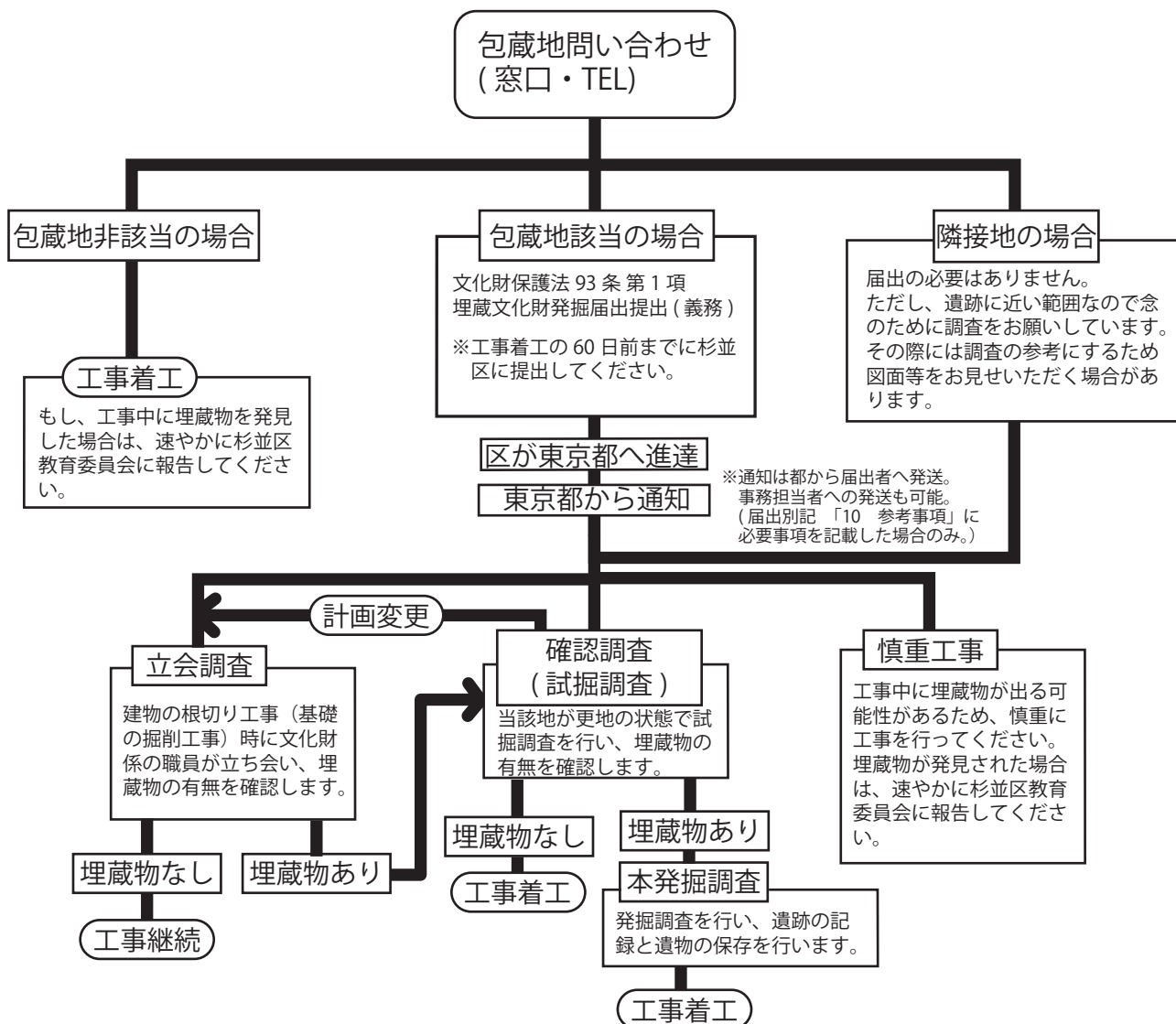


埋蔵文化財発掘調査 フローチャート

★個人・民間事業者が事業主の場合



※補足

- ・区ホームページにも埋蔵文化財包蔵地の地図が掲載されております。隣接地は掲載されておりませんので、お問い合わせください。
- ・国の機関等が事業主になる文化財保護法第 94 条第 1 項の通知提出の場合も、基本的な流れは一緒です。ご不明な点はお問い合わせ下さい。
- ・立会調査と確認調査 (試掘調査) の判断基準
杉並区では、埋蔵物が含まれる層が地表から 50 cm 以上の深さから発見される傾向があります。よって、工事の掘削が 50 cm を越える場合は確認調査 (試掘調査)、50 cm 未満の場合は立会調査と判断します。ただし、場所によっては 50 cm 未満で発見される可能性もあります。
→立会調査…建物の基礎が 50 cm 未満、地盤改良 (鋼管杭)
→確認調査 (試掘調査)…50 cm 以上の切土等の造成工事
 建物の基礎が 50 cm 以上
 地下・半地下あり
 地盤改良 (表層改良・柱状改良等)
 ※柱状改良がΦ600(径 60 cm) の場合、柱の芯から芯まで 1.8m 以上空けていただければ立会調査
- ・包蔵地における確認調査の費用は原則、区が負担します。ただし、法人が予定している、集合住宅・分譲住宅・宅地造成の掘削面積が 150 m² を超える場合は法人の費用負担で調査を行います。
- ・隣接地における試掘調査の費用は全て、区が負担します。
- ・本発掘調査の費用は、個人の専用住宅のみ、区が負担いたします。
- ・確認調査 (試掘調査) と判断された後に、計画変更をしていただき、埋蔵物の含まれる層まで掘削が及ばないようであれば、立会調査になる可能性があります。
- ・別途ご不明な点があれば、杉並区地域の学び推進課文化財係までお問い合わせ下さい。